

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900472号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000011号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年7月1日から平成28年12月1日に訂正し、平成28年12月から平成29年6月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年5月1日から平成29年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険に加入させてもらえなかった期間は国民年金に加入し、保険料を納付していたが、給与から厚生年金保険料が控除されていた。給与支給明細書を提出するので請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成28年12月から平成29年6月までの標準報酬月額については、

上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては回答を得られないが、年金事務所は、令和元年8月7日受付の請求者からの確認請求に対して、請求者の資格取得年月日を平成30年10月1日とした事業所の届出を令和元年10月10日に取り消し、平成29年7月1日を資格取得日とする訂正を職権で行っていることから、年金事務所は請求者の平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成28年5月1日から同年12月1日までの期間については、請求者に係る雇用保険の加入記録から平成28年10月1日から同年12月1日までA社に勤務していたことが認められるところ、同年5月1日から同年10月1日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者から提出された銀行通帳の写し及び変更後の給与振込金融機関から提出された「異動明細照会」により、平成28年5月1日から同年12月1日までの期間にA社からの振込が確認できるものの、請求者は、平成28年5月分から同年11月分までの給与支給明細書は事業所から貰っていないので所持しておらず、雇用契約書も事業所から控えを貰っていない旨陳述していることから、振込の内容及び請求者の勤務実態について確認することができない。

さらに、A社の事業主に対して、請求期間に係る請求者の被保険者資格取得届及び厚生年金保険料の納付について照会を行ったが回答を得られなかった。

加えて、請求期間当時の住所地を管轄する自治体は、請求者に係る課税資料はない旨回答しており、請求者も、事業所から源泉徴収票は貰っていない旨陳述していることから、請求者の平成28年5月1日から同年12月1日までの期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の平成28年5月1日から同年12月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成28年5月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900456号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000010号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年10月1日から平成2年10月1日まで
② 平成2年10月1日から平成3年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、海外業務研修員であった請求期間①及び帰国して同社B支店に配属された請求期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。減給されたことはないため、調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、取得日は平成元年10月1日、標準報酬月額は24万円で届出が行われたことが確認できる。

また、A社から提出された請求者に係る社会保険管理カード(以下「社保カード」という。)により、請求期間の標準報酬月額は24万円と記録されていることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

さらに、A社の事業主は、請求期間当時、海外業務研修員(以下「研修員」という。)の給与には、日本国内で付与されていた超過勤務手当等は除かれていた旨回答している上、同僚照会したところ、研修員であったとして回答のあった11名はいずれも給与明細書を保有しておらず、同社における報酬の支払い状況が確認できないほか、前述の11名のうち、9名の海外業務研修期間(以下「研修期間」という。)中の標準報酬月額が、研修期間前の標準報酬月額より低くなっていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、A社は、請求期間①に係る賃金台帳等を保存していないことから、請求者の請求期間①における給与からの厚生年

金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、A社から提出された社保カードにより、請求期間②の標準報酬月額は20万円と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の研修員であったとして回答のあった同僚11名の研修期間と帰国後の標準報酬月額を比較すると、研修期間の後、請求者と同日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した1名は、給与明細書を保有しておらず、同社における報酬の支払い状況が確認できないほか、請求者と同様、帰国後の標準報酬月額が低くなっていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、A社は、請求期間②に係る賃金台帳等を保存していないことから、請求者の請求期間②における給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。